

## 登録調査員を募集しています

☎企画財政課 行革推進係 ☎282-1263

町では、国が実施する統計調査に随時従事する登録調査員（統計調査員）を募集しています。

統計調査員の業務は、統計調査の最前線で調査活動を行う、とても大事な仕事です。一人一人の統計調査員が集めた調査票の集計が「統計」として公表され、個々の統計調査員の熱意と活躍によって統計全体の正確性が向上することになります。

責任を持って調査にご協力いただける人、空き時間を有効活用したいという人は、お気軽に企画財政課までお尋ね下さい。

■調査期間 約2ヵ月間（平均）

■調査員の仕事

- 調査員説明会への出席
- 担当調査区の確認
- 調査票の配布・回収
- 調査票の審査・整理
- 調査票の提出

■待遇 報酬あり、災害補償あり

※登録調査員になっても、必ずしも毎回調査に協力しなくてもいいというわけではありません。詳しくは企画財政課までお問い合わせください。

## 公民館御船分館が国登録有形文化財に

☎社会教育課 社会教育係 ☎282-0888

平成27年10月、国登録有形文化財登録に向け、国に申請した町公民館御船分館。平成28年3月11日に開催される、文部科学省文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国登録有形文化財に登録されるか、文部科学大臣に答申される予定です。（平成28年3月9日現在）

◆国に申請している建物

○旧御船区裁判所庁舎1棟（木造平屋建、瓦葺）

明治28年12月15日竣工  
建築面積322㎡

○旧御船区裁判所門柱および塀1基

大正～昭和時期頃建造（少なくとも昭和14年以前）  
門（コンクリート造）間口3.6m  
塀（石造）延長6.0m

◆御船分館の特徴

御船分館は、御船区裁判所として明治28年（1895年）に建築され、近代、国の機関が県内で建築した中で残存している建物では2番目、裁判所の中では最も古い建物です。当時の部屋の区割りが残っており、特に法廷部分は裁判所の名残が残っています。また、門柱および塀は大正から昭和の時期に建築されたと考えられており、当時の裁判所を想像することができる重要な貴重な建築物とされています。

◆裁判所から公民館へ

昭和44年に熊本地方裁判所から町に所有権が移り、昭和46年に裁判所が現在の簡易裁判所に移転。裁判所の役目を終えた建物は、公民館となり、現在まで町民に広く活用されています

続報は来月号でお知らせします！



◀現在の御船分館

## 個人番号カードの交付が始まりました！

☎町民保険課 町民案内係 ☎282-1112

申請者への個人番号カードの交付が始まりました。

◆交付の手順

- ① 国から送付された個人番号カードの受取方法について、町から申請者に交付通知書（はがき）で通知
- ② 受取日時を電話で予約し、交付通知書（はがき）に記載された必要なものを持って、役場町民案内係窓口へ申請者本人が来庁  
※受取は申請者（未成年者含む）本人のみ  
※予約した人を優先しますので、予約していない人はお待ちいただくことがあります。
- ③ 本人確認後、本人に暗証番号を設定してもらい、カードを交付

◆個人番号カード受取に必要なもの

- 交付通知書（はがき）
- 通知カード
- 本人確認書類（※1下記参照）
- 住民基本台帳カード（所持者のみ）

※1 本人確認書類とは・・・

- (1) 住民基本台帳カード（写真付きに限る）・運転免許証・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書のうち1点
- (2) (1)を持っていない場合は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点  
例健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証

本人が病気、身体の障がい、その他やむを得ない事由により交付場所に来ることが難しい場合は、町民案内係へご相談ください。

◆未成年者受取の注意点

個人番号カードは未成年者も本人受取です。保護者同伴で来庁してください。  
※保護者も本人確認書類が必要

◆その他

- ・暗証番号は役場に来る前にあらかじめ考えておいてください。
- ・個人番号カードの交付については、本人確認から暗証番号設定まで30分ほど時間がかかります。時間に余裕を持って来てください。

◆個人番号カード交付場所

役場町民案内係 9時～17時（開庁日のみ）  
※4月末まで毎週火曜日は18時30分まで対応  
土日は3月26日☎・27日☎・4月10日☎・23日☎に限り対応します。17時まで（要予約）

■通知カードの受取は3月末まで！

平成27年11月末から簡易書留で各世帯に通知カードが郵送されています。まだ通知カードを受け取っていない人は、役場町民案内係にご連絡のうえ、窓口へ取りに来てください。役場での保存期間は平成28年3月末までです。期間を過ぎると再発行手数料が発生しますのでご注意ください。

